

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年12月22日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 件 名	秋田市本庁舎広告付き自治体案内板および動画広告放映機器の設置 ・運営事業に係る貸付契約
(2) 仕 様 書 等	別紙のとおり
(3) 貸 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎 1階の一部および3階の一部
(4) 貸 付 面 積	案内板 : 0.50m ² (1階北側出入口) 放映機器 : 0.80m ² 2か所 (1階および3階の西側エレベーターホール)
(5) 予 定 価 格	1,002,000円 (年額・税抜き) ※最低落札価格
(6) 貸 付 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで (5年間)
(7) 入札参加要件	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ウ 法人市民税および固定資産税に滞納がないこと。 エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は それらと密接な関係を有する者でないこと。
(8) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和7年12月22日 (月) から令和8年1月9日 (金) まで 持参 (令和7年12月27日 (土) から令和8年1月4日 (日) までを 除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 4階 財産管理活用課 庁舎管理担当
(9) 指 名 通 知 等	令和8年1月14日 (水) までにメール等で通知 (予定)
(10) 入 札	
日 時	令和8年1月21日 (水) 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 4階 会議室4-B
入札保証金	入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、秋田市財務規則第109条第1項の各号のいずれかに該当したときは、免除する。 納付方法については、秋田市財務規則および「2 (5) 入札保証金について」を参照すること。
(11) 契 約 日	令和8年1月27日 (火) (予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書

(イ) 誓約書

(ウ) 納税証明書（法人市民税、固定資産税）

(エ) 商業・法人登記簿謄本（申込日前3か月以内に発行されたもの）

(オ) 入札保証金免除申請書（入札保証金の免除を希望する場合）

イ (1)アの(ア)、(イ)および(オ)の様式は、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書等は、持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 質疑について

本契約に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出してください。なお、

申込書等の提出前に質疑書を提出することも可能です。

受付期間	令和7年12月22日（月）午前9時から令和8年1月9日（金）午後5時まで
提出方法	件名を「質疑書（事業者名）」とし、メールで送付してください。 メールアドレス ro-fnpr@city.akita.lg.jp
提出様式	別紙「質疑書」を使用し、次の事項を記入してください。 ア 事業者名、所在地、連絡先（電話番号）、担当者名 イ 質疑内容（質問の意図をわかりやすく）
回答方法 および 回答期限	令和8年1月16日（金）まで、随時、「財産管理活用課：入札情報」に回答します。なお、入札参加申込み締切後、全ての申込者に「質疑回答書」をメールで送付します。

(3) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合があります。その場合は、選定結果通知によりその旨を通知します。

(4) 入札および開札について

ア 秋田市財務規則および入札の心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。

エ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札

者を決定します。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできません。

なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせます。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。

(5) 入札保証金について

入札保証金については、以下のとおりとします。

ア 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手を持って、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札日の入札時間前に納付してください。

イ 入札保証金を納付する際には、「入札保証金納付書」を提出してください。

ウ 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができます。

エ 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属します。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出および業務内容等に関する問合せ先

秋田市総務部財産管理活用課庁舎管理担当

電話 018-888-5439

メール ro-fnpr@city.akita.lg.jp